参考様式１５

入札執行事務の手引き

１　「ただ今から○○○○工事の入札を執行します。」

　　※○○○○には、入札通知に記入した工事名のフルネームを用いること。

２　「まず、出席をとらせていただきます。なお、代理で入札に参加される方委任状を提

出してください。入札を辞退される方は辞退届を提出してください。」

※①参加各社の社名を読み上げ、出席を確認する。

　②１社１名の参加とし、１社で複数の参加がある場合は、特別の理由がない限り

　　退室させること。（特別な理由とは、本人が識字であると申し立てたとき又は障害の程度により１人では入札できないと認められたとき。）

　③入札辞退の届出が事前になされている場合は、「××社は、入札をじたいされましたので欠席です。」と伝える。

３　「入札は、原則として２回で打ち切ります。なお、その際に落札者がないときは、最

低額の入札者と随意契約に入る場合があります。」

　※「この入札には最低制限価格を採用しておりますので、入札に際し最低制限価格

を下回る入札をされた方はその時点で失格となります。」

４　「何かご質問はありませんか。」（質問があれば、答える）

　　「ないようでしたら、入札を開始します。用意が出来次第、投函してください。」

５　（全員の投函を確認し、入札書と委任状を順次取り出す。）

　　（入札書と委任状をチェックして、低い金額の順に入札書を揃え、最低価格の入札者を確認する。）

　　※開封作業は、入札者に見えるように行うこと。

　　※金額のチェックは慎重に行うこと。特に桁違いには注意すること。

**－６２－**

６　「それでは、第１回目の入札結果を発表します。」

　【落札の場合】

　　「最低額の入札者は××社。金額は□□□万円です。」

　　「それでは、××社に対してただ今の入札書記載金額□□□万円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額をもって＜落札＞と決定します。」

　　「皆様ご苦労様でした。落札された××社の方は、契約についてご説明しますのでお

残りください。」

　※特に金額については、ゆっくりと読み上げること。必要であれば金額は２回読み　上げること。

【落札しなかった場合】

 （開封した予定価格調書と照合して、予定価格に達しないとき）

　　「ただ今の入札の結果、最低額は□□□万円でしたが、いずれの方も予定価格に達し

ていませんので、再度入札をお願いします。」

　「辞退される方は入札書に“辞退”と記入のうえ提出してください。」

入札を終了する。（再入札へ）

　　「第２回目の入札を開始します。用意が出来次第投函してください。」

　　※２回目の入札者が１名になった場合は、競争性が確保できないため、入札の打ち

切りを宣言する。この場合、１回目の入札は成立しているので、予定価格と最低入

札価格との差が少額で、随意契約ができるかどうかを判断し、できると認めた場

合は２回目の入札を希望する者と不落随契の手続きに入る。⇒７へ

　　※入札書の開封、チェックは第１回目と同様にする。

【２回目も落札しなかった場合】

　「ただ今の入札の結果、最低額は□□□万円でしたが、いずれの方も予定価格に達し

ていませんので、冒頭に申し上げましたとおり入札は２回で終了とします。」

**－６３－**

７【不落随契に移行する場合】

「ただ今の入札の結果、落札者がありませんので、最低入札者の××社と随意契約

の手続きに入りたいと思いますが、××社異議ございませんか。」

　　※最低額の入札者が複数の場合は、当該複数の最低額入札者と随意契約手続きにはいることとなる。

８①【最低額の入札者が随意契約手続きに入ることに同意した場合】

　　「どうもご苦労様でした。××社と随意契約手続きに入りますので、他の方はお帰り

いただいて結構です。」⇒９へ

　②【最低額の入札者が随意契約手続きに入ることを辞退した場合】

　　「最低額の入札者××社は、随意契約手続きに入ることを辞退されましたので、今回

の入札は不調とします。どうもご苦労様でした。」

９　「見積書の用意が出来次第提出してください。」

　（予定価格の範囲内の見積が提出されるまで繰り返し行う。）

　（予定価格の範囲内の見積が提出されたとき）

　　「ただ今の見積書記載価格△△△万円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額

をもって決定します。」

**－６４－**